

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 区民関係手数料の改正

戸籍法の一部改正（R元.5.31公布、R6.3.1一部施行）により、本籍地の区市町村長以外の区市町村長に対しても戸籍の証明書の交付請求ができることとされること等に伴い、当該交付に係る事務の手数を新設するほか、所要の規定整備をする。

戸籍謄本等の広域交付

ア 広域交付の対象

| 区 分     | 対 象   | 備 考   |
|---------|---|---|
| 請求ができる者 | 本人<br>配偶者<br>直系尊属（父母、祖父母など）<br>直系卑属（子、孫など）  | 委任状による代理人は不可                                    |
|         | 同一区市町村内の他部署（公用請求）   | 国・都道府県の機関は対象外                                   |
| 証明書の種類  | 戸籍謄本（全部事項証明）<br>除籍謄本（除籍全部事項証明）<br>改製原戸籍謄本<br>戸籍電子証明書提供用識別符号〔新設〕<br>除籍電子証明書提供用識別符号〔新設〕 | 抄本（個人事項証明）、<br>戸籍（除籍）記載事項証明、一部事項証明、戸籍の附票の写しは対象外 |

イ 広域交付に係る証明書交付事務手数料の額

従前の本籍地（区）における交付手数料と同額とする。

| 証明の種類                     | 名 称                          | 手数料の額<br>（1通につき） |
|---------------------------|------------------------------|------------------|
| 戸籍謄本（全部事項証明）              | 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料     | 450円             |
| 除籍謄本（除籍全部事項証明）<br>改製原戸籍謄本 | 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料 | 750円             |

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料の新設

戸籍謄本等の提出が必要な行政手続をオンライン上で行う場合に、区市町村が発行する戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を入力することにより当該戸籍謄本等の提出を省略することができることとされることに伴い、「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」の発行に係る手数料を新設する。

| 名 称                 | 手数料の額（1件につき） |
|---------------------|--------------|
| 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 | 400円         |
| 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 | 700円         |

ただし、発行の請求と同時に当該戸籍又は除籍と同一の事項が記載された戸籍（除籍）の謄本若しくは抄本又は戸籍（除籍）証明書の請求を行う場合は無料とする。

## 届出等情報内容証明書交付手数料の新設

戸籍の届出等の書類を画像情報として法務省の戸籍情報連携システムに登録されることにより、届出地及び本籍地の区市町村において当該情報の内容に係る証明書を交付し、又は当該情報の内容を表示したものを閲覧することができることとされることに伴い、これらに係る手数料を新設する。

| 名 称             | 手数料の額          |
|-----------------|----------------|
| 届出等情報内容証明書交付手数料 | 1 通につき 3 5 0 円 |
| 届書等情報内容閲覧手数料    | 1 件につき 3 5 0 円 |

## 戸籍の無料証明に係る対象の改正

法律に規定する者が戸籍に関する証明書の請求をしたときの手数料は、全て無料としているが、戸籍の広域交付の導入に伴い、無料とする対象を次のとおりとする。

| 対象となる戸籍（除籍）            | 請求者の区分 |       |
|------------------------|--------|-------|
|                        | 区内在住者  | 区外在住者 |
| 本籍地が墨田区の戸籍（除籍）         | 無料     | 無料    |
| 本籍地が墨田区以外の戸籍（除籍）〔広域交付〕 | 無料     | 有料    |

## 2 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

### 低炭素建築物新築等認定申請手数料等の改正

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正（R5.3.31 公布、R6.3.1 一部施行）により、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等認定申請等に係る事務のうち、面積が10,000平方メートルを超える建築物に係る事務が都知事の権限となることに伴い、当該事務に係る手数料を廃止する。

### 法令の題名改正に伴う規定整備

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（R4.6.17 公布、R6.4.1 一部施行）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正（R5.9.13 公布、R6.4.1 施行）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正（R5.9.25 公布、R6.4.1 施行）により、これらの法令の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

## 3 施行期日

1 及び 2 については令和6年3月1日、2 については同年4月1日